

日医発第 1625 号（情シ）  
令和 6 年 12 月 20 日

都道府県医師会 担当理事 殿  
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
（公印省略）

### 電子処方箋システム一斉点検の実施について（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
電子処方箋において、日医発第 1621 号（情シ）令和 6 年 12 月 19 日「電子処方箋管理サービスの一時停止について・第一報（周知依頼）」にて、電子処方箋の発行を停止する旨お知らせいたしました。

そのうえで、再開に向けて、電子処方箋システム一斉点検の実施する旨、周知依頼が参りました。

電子処方箋を導入いただいている医療機関に、ご回答やご確認をお願いするものとなりますので、何卒よろしく願いいたします。

- (1) 令和 6 年 12 月 19 日の未明に医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールが送付されるとのことです。（別添資料参照）  
本メールが届いたら、以下のフォームに、届いた旨（確認）と医療機関情報の回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/3Autmi7UhEzaN6WMA>

（本フォームに、回答いただいていない医療機関に向けて同月 23 日及び 24 日に、電話等で連絡を行うとのことです）

- (2) 解説資料、チェックリストを参照して、医療機関が使用している医薬品マスタが適切に設定されているか等の点検を行ってください。

<解説資料>（厚生労働省 HP：PDF）添付資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356418.pdf>

<チェックリスト>（厚生労働省 HP：Excel）添付資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356417.xlsx>

チェックリストの内容でご不明な部分は、システムを導入いただいたベンダーにお問い合わせください。

点検が完了しましたら、以下フォームに完了した旨と医療機関情報をご記入ください。

<https://forms.gle/bg3Tmi19jvTZFXMa8>

(3) 同月 25 日以降に、(2) のフォームにご記入いただいた医療機関を対応ができた医療機関として、厚労省の HP 上で公表されます。その後、公表された医療機関だけが電子処方箋を発行できることになり、それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いするものとなります。

本件に合わせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚生労働省のホームページに公表されるとのことです。

今回の電子処方箋管理サービスの停止期間中に、電子処方箋を導入し、開通を行う予定の医療機関におかれましては、電子処方箋の開通作業ができない状況となっております。開通作業につきましては、25 日以降の電子処方箋管理サービスの再開以降に変更いただければと思います。

また、今回の急なシステム停止に伴い、一部の医療機関で処方箋を発行する際に、電子処方箋管理サービスとの接続を確認するため、数十秒待たされる状況が起きているとの報告を受けております。その場合、電子カルテ側で電子処方箋システムとの通信をしないよう設定変更を行う必要がありますので、このような状況が起きている場合には、導入いただいたベンダーにご相談いただき、対応のご検討をよろしくお願いいたします。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### **【別添資料】**

- ・医薬総発 1219 第 2 号令和 6 年 12 月 19 日「電子処方箋システム一斉点検の実施について」
- ・別添 1：電子処方箋システムの一斉点検の実施について
- ・別添 2：プレスリリース（電子処方箋システム一斉点検の実施について）
- ・別添 3：医療機関に送信されるメール文面
- ・別添 4：＜解説資料＞医薬品マスタ等の設定について
- ・別添 5：＜チェックリスト＞電子処方箋の運用に関するチェックリスト

以上

医薬総発 1 2 1 9 第 2 号  
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

公益社団法人 日本医師会 担当理事 殿

厚生労働省 医薬局 総務課長  
( 公 印 省 略 )

### 電子処方箋システム一斉点検の実施について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 1 月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤りにより、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が令和 6 年 12 月 19 日までに 7 件報告されています。

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、令和 6 年 12 月 20 日（金）から 24 日（火）までの 5 日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

本事例を受けた点検について、下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれては、本通知について、御了知の上、貴下団体会員、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、遺漏なきよう御配慮願います。

### 記

1. 医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、

- (1) 令和6年12月19日から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
  - (2) 同月23日及び24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
  - (3) 同月25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。
- 2 あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚生労働省のホームページに公表します。
  - 3 周知と点検を促す間、令和6年12月20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方登録等は可能です。
  - 4 システム再開後は、対応済み医療機関として厚生労働省のホームページで公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

以上

**【別添資料】**

- ・別添1：電子処方箋システムの一斉点検の実施について
- ・別添2：プレスリリース（電子処方箋システム一斉点検の実施について）

# 電子処方箋システムの一斉点検の実施について

2024.12.19

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋サービス推進室

## 概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関・薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）例：システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

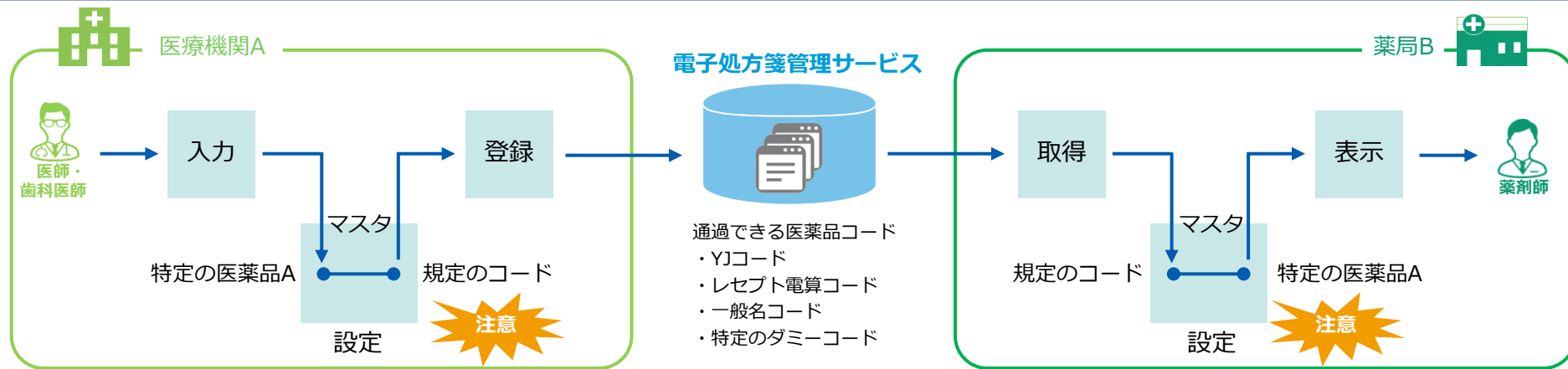
（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539  
処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7,500万枚  
うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

## 今回の対応

- ① 医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、
  - 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
  - 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
  - 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。
- ② あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省HPに公表します。
- ③ 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤結果登録等は可能です。
- ④ システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省のHPで公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定を行う場合には、適切に設定されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



## 注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定する場合は、設定誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

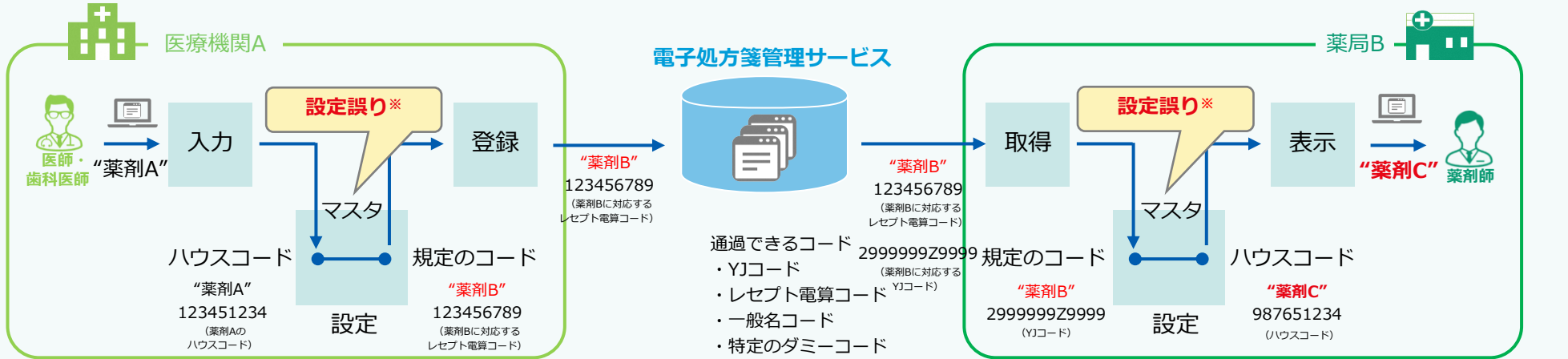
上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、  
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。



# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

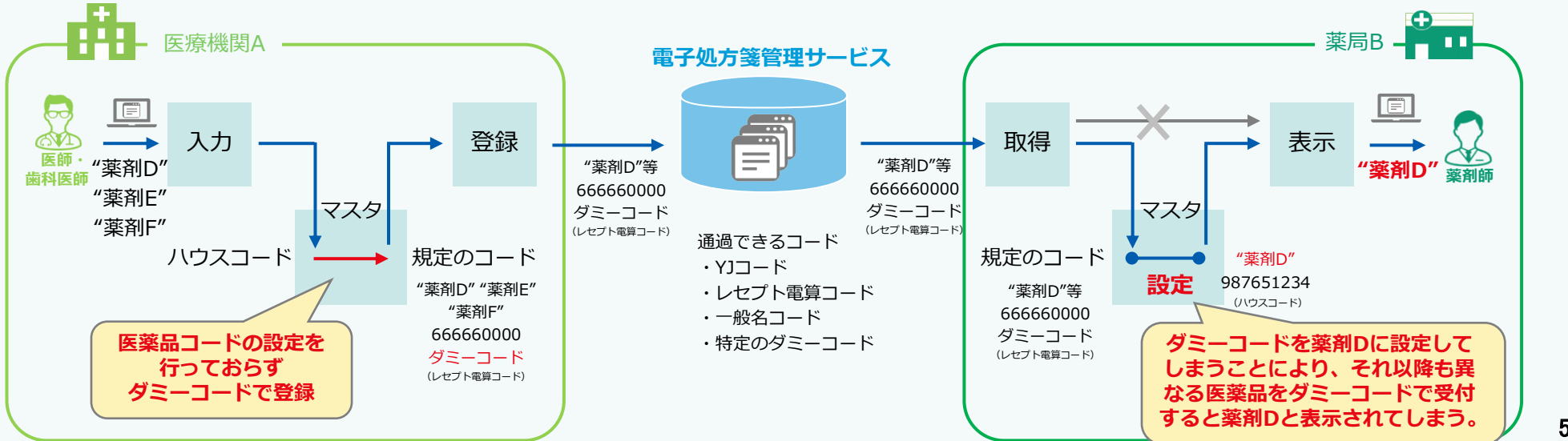
## パターン1

- 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの設定を誤ってしまう。



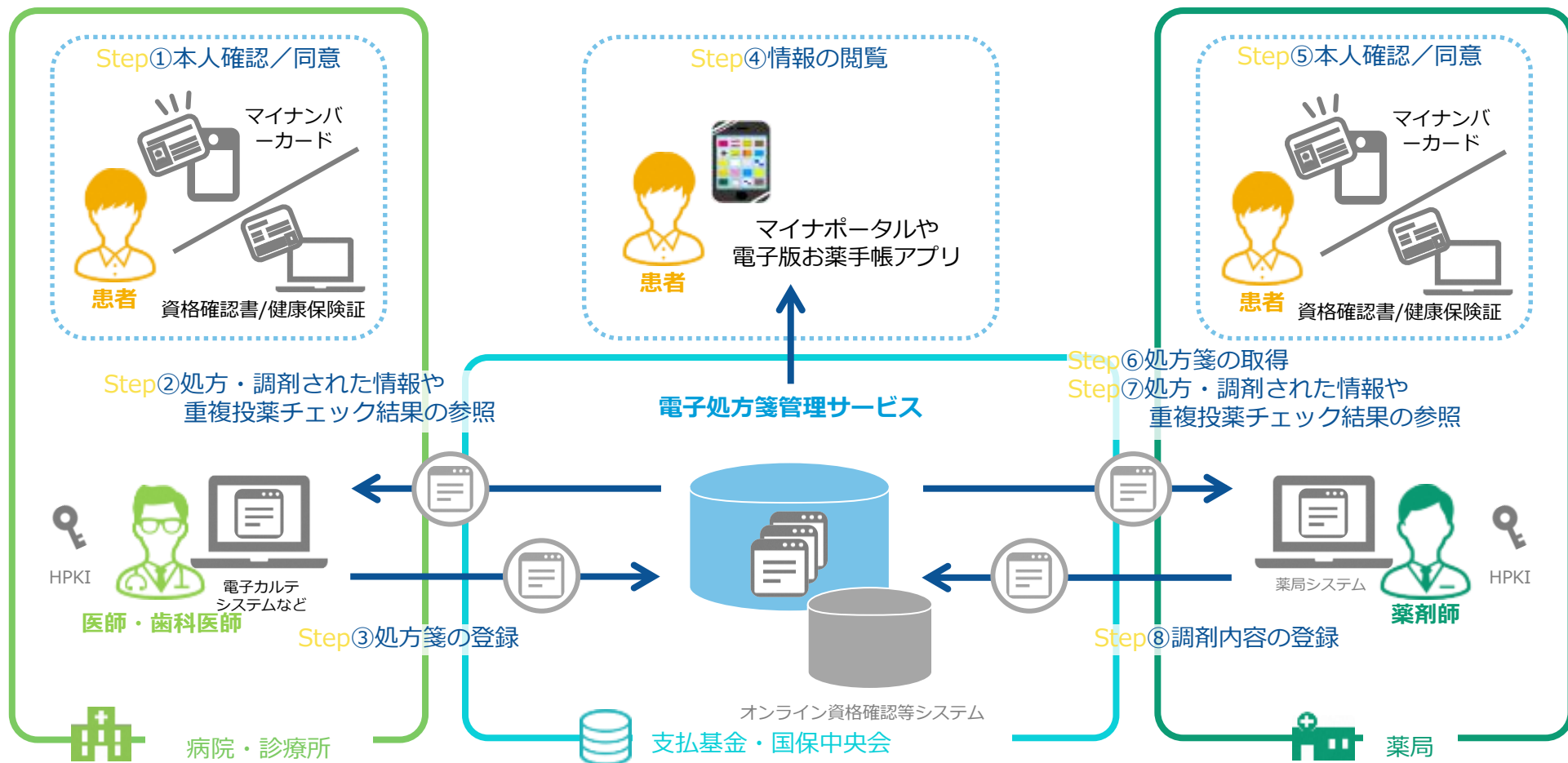
## パターン2

- 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を設定してしまう。



# (参考1) 電子処方箋について

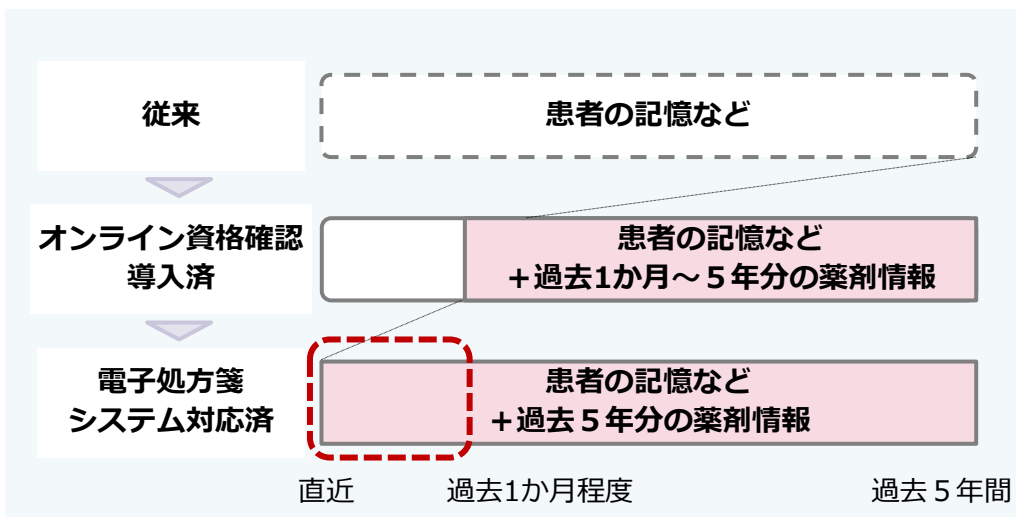
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月~運用開始)



## (参考2) 電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

### 患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



#### 凡例

お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

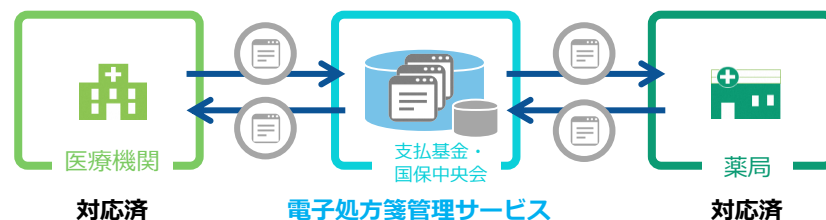
電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

### ▶ 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



### ▶ 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



## (参考3) 用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例) 医薬品マスタ (薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている)
ハウスコード	医療機関や薬局が自院(局)で運用しているシステムで使用しているデータ(例えば医薬品のデータ)個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
YJコード	薬価ごとに設定されている英数12桁のコード。個々の医薬品に対して別々のコードが付与される。
レセプト電算コード	審査支払機関に電子レセプトを提出する際などに、レセプト電算処理システムで使用するコード。(薬価基準上で、統一名収載がなされる場合にはYJコードは個々の製品に振られるがレセプト電算コードは共通で1つ、といった状況が生じうる。
一般名処方コード	医療機関において一般名で処方を行う際に使用するコード。

令和6年12月19日

【照会先】

医薬局 総務課

課長 重元博道

課長補佐 森田和仁（内線4204）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2377

報道関係者 各位

## 電子処方箋システム一斉点検の実施について

### 1. 概要

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日まで7件報告されています。

（※）システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、関係機関のご協力をお願いします。

（参考）11月に電子処方箋を発行している医療機関数：2,539  
処方箋枚数（R6.11・推計値） 約7500万枚  
うち、電子処方箋枚数（R6.11） 約11万枚（約0.15%）

### 2. 今回の対応

- （1）医療機関や薬局に対し、電子処方箋の設定が正しく行われていることの確認を要請し、厚生労働省への報告をお願いします。具体的には、
  - 1) 本日（12月19日）から医療機関等ポータルサイト等を通じて状況の周知と対応依頼のメールを送付。
  - 2) 23日、24日に上記メールを確認していない医療機関等に電話等で確認の実施。
  - 3) 25日以降に、対応ができた医療機関等を順次、厚労省のHP上で公表。

- (2) あわせて、システムベンダーに対しても、提供するシステムのコードの仕様について、厚生労働省への報告を求め、その結果を厚労省 HP に公表します。
- (3) 周知と点検を促す間、20日から24日まで医療機関からの電子処方箋の発行機能を停止します。この間は、紙の処方箋を発行することをお願いします。薬局は通常どおり、調剤処方登録等は可能です。
- (4) システム再開後は、対応済み医療機関として厚労省の HP で公表した医療機関のみ電子処方箋を発行する取扱いとします。それ以外の医療機関は、紙の処方箋の発行をお願いします。

## 【件名】

【厚生労働省からの重要なお知らせ】 電子処方箋管理サービスの一時停止について

## 【本文】

医療機関・薬局のみなさま

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本内容は、電子処方箋に関する重要なお知らせですので、必ずご確認をお願いいたします。

令和5年1月から運用している電子処方箋について、医療機関や薬局における設定誤り（※）により、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例が本日までに7件報告されています。

（※）システムにコードが登録されていない医薬品に医療機関が独自に仮に付番したコード（ダミーコード）を誤用した事例

医師の意図と異なる医薬品の処方を防ぐため、各医療機関や薬局で使用されているシステムの点検を医療機関等に依頼することとしました。この際、点検を促す周知を行う間、明日20日（金）から24日（火）までの5日間、医療機関からの電子処方箋の発行を停止します。

点検については、以下の対応を進めることとしましたので、皆様のご協力をお願いします。

## 【停止期間】

令和6年12月20日（金）8時～12月24日（火）（予定）

## 【停止する機能】

令和6年12月24日（火）まで全ての医療機関において電子処方箋管理サービスへの接続が遮断され、それによって以下のような影響が生じます。

- ・ 電子処方箋の発行・変更・取消ができなくなる
- ・ 紙の処方箋（引換番号あり）の発行ができなくなる（引換番号がつかない通常の紙処方箋は発行可能です）
- ・ 重複投薬等チェックができなくなる
- ・ 薬剤情報閲覧ができなくなる（処方・調剤情報の閲覧要求を同時に行った場合）

薬局においては電子処方箋管理サービスへの接続が通常どおり行うことができますので、以下の機能の利用は可能です。

- ・ 既に発行された電子処方箋の応需
- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 直近の処方・調剤情報を含む薬剤情報閲覧
- ・ 紙の処方箋に対する調剤結果登録

など

医療機関・薬局の皆様におかれては以下の対応をお願いします。(必須)

- ① 本メールを確認いただき、以下のフォームに回答ください。

<https://forms.gle/3Autmi7UhEzaN6WMA>

- ② 医療機関・薬局において、使用している医薬品マスタが適切に設定されているか等の点検を行ってください。

<解説資料> (厚生労働省 HP : PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356418.pdf>

<チェックリスト> (厚生労働省 HP : Excel)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356417.xlsx>

- ③ 医療機関・薬局において点検を完了した後に以下のフォームで回答を行ってください。(記入いただいた医療機関名で厚生労働省 HP に対応済み医療機関として公表いたします)

医療機関 : <https://forms.gle/bg3Tmi19jvTZFXMa8>

薬 局 : <https://forms.gle/7vDvPGnSArLavvJs6>

以上となります。

なお、電子処方箋管理サービスの接続の再開後は、以下のとおり対応してください。

**【医療機関】**

- ・点検が終わるまでは紙で処方箋を出すようにしてください。
- ・点検が完了した場合においても、新たにダミーコードを使用した電子処方箋が発行されないようにしてください。
- ・電子処方箋を発行した場合においては、処方内容（控え）を発行するようにしてください。

**【薬局】**

- ・自薬局の点検が完了するまでは、電子処方箋を受け付けた場合は念のため処方内容（控え）の確認をするよう徹底してください。

年末のご多用のところ誠に恐れ入りますが、フォームに回答いただくとともに、ご対応のほど、よろしく願いいたします。

厚生労働省



医薬品マスタ等の不適切な設定や設定不足により、

- 「医師・歯科医師が処方していない医薬品名」
- 「医師・歯科医師が意図していない単位」

が表示される可能性があります。

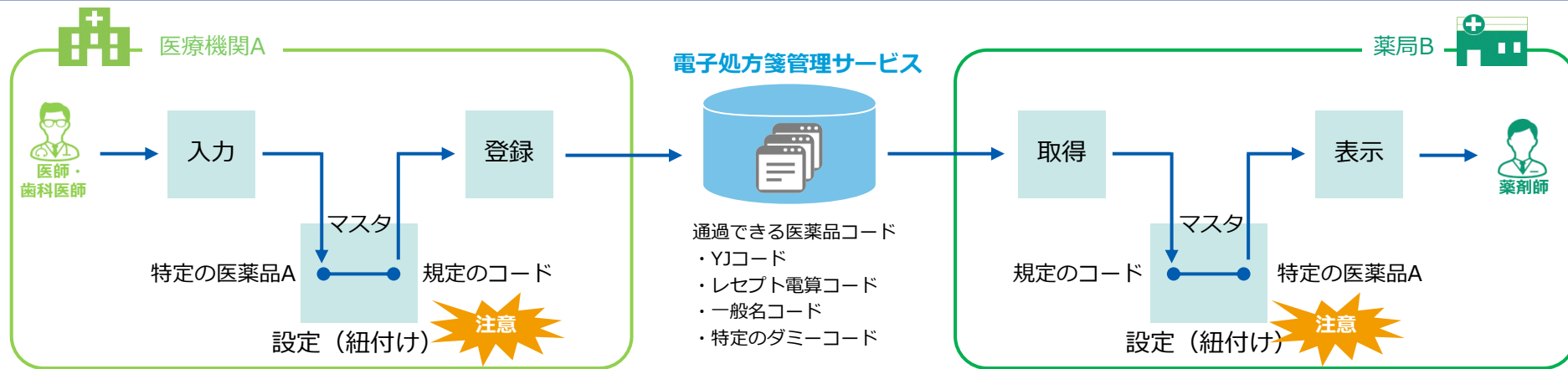
電子処方箋の運用に当たって、必ず設定を確認してください。

(詳細は次ページ以降)

(注) 電子処方箋の運用以外の場でも、各種マスタの適切な設定が重要です。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

- 電子処方箋管理サービスに登録する医薬品コードは、YJコード、レセプト電算コード、一般名処方コードのいずれかとなります。医療機関・薬局において、医薬品マスタの設定（紐付け）を行う場合には、適切に設定（紐付け）されたかを確認したうえで運用するようにお願いいたします。
- 院外処方を行う場合で医薬品のダミーコードを用いるのは、「経過措置医薬品（YJコード廃止医薬品）を処方する場合」や「一般名処方加算の算定できない医薬品を一般名処方する場合」など特殊な場合のみです。原則、上記の3種類のコードのいずれかのご使用をお願いいたします。



## 注意

意図されたものとは異なる医薬品が表示されてしまう要因となるので、運用に当たって以下の2点を確認してください。

- ✓ 医療機関・薬局において医薬品マスタを設定（紐付け）する場合は、設定（紐付け）誤りがないか**必ず確認してください。**
- ✓ 特定の医薬品に特殊な事例を除き、ダミーコード（※）を**設定しないでください。**

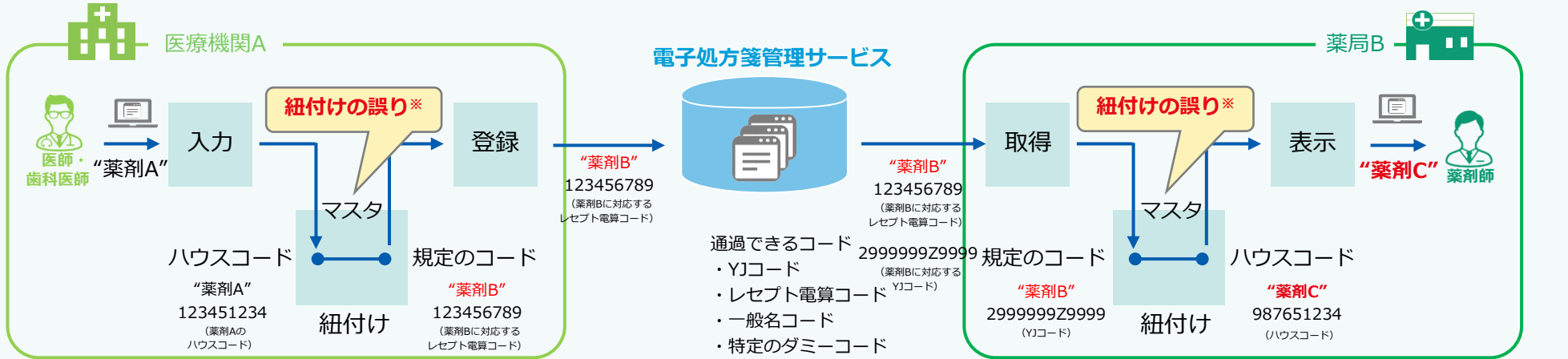
（※）レセプト電算コードであれば“666660000”（医薬品）、“777770000”（医療材料）、YJコードであれば“2000000X0000”

上記の事象が生じていないか今一度確認いただき、  
薬局において調剤する際には、必ず薬剤名の項目を確認してから調剤を行ってください。

# 【医療機関・薬局】 電子処方箋管理サービスで使用する医薬品コードについて

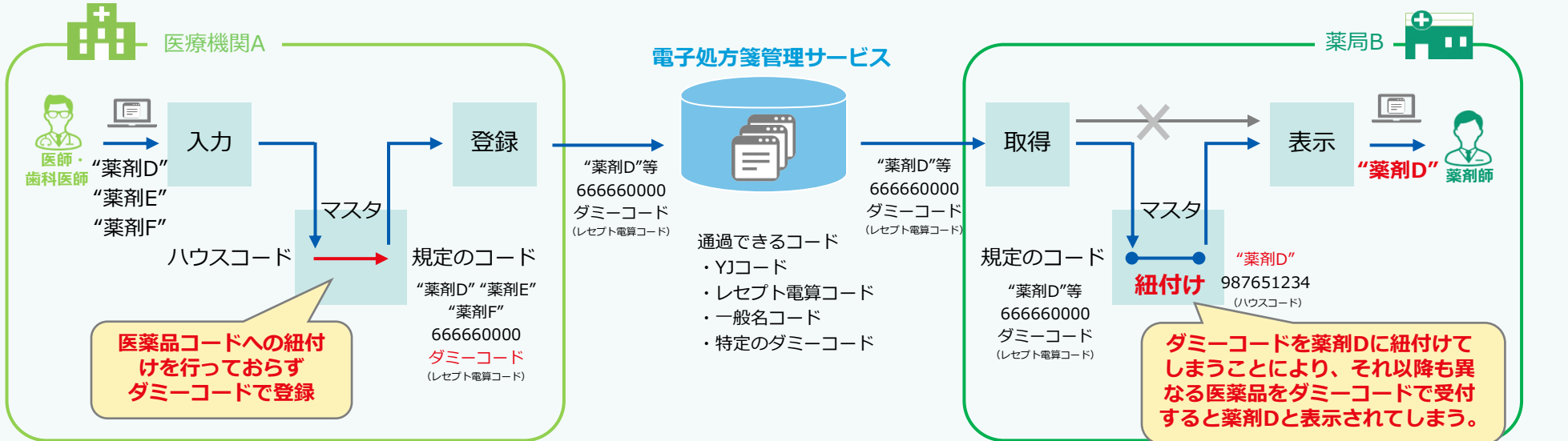
## パターン1

○ 医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いることとされている規定のコードの紐付けを誤ってしまう。



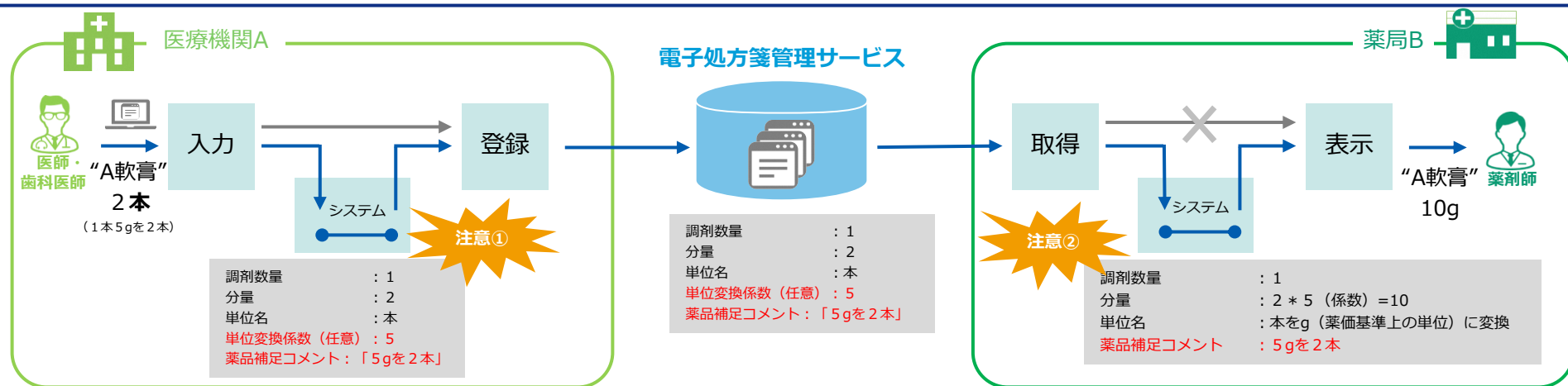
## パターン2

○ 医療機関において医薬品をダミーコードで登録しており、薬局において、ダミーコードと特定の医薬品を紐付けてしまう。



# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で電子処方箋管理サービスに処方情報を登録する場合は、ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認を行っていただくようお願いいたします。
- 薬価基準上の単位以外での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定がない場合には、薬局において処方意図と異なる表示の要因となります。



## 注意①

- ✓ 薬価基準上の単位以外で登録する場合には、**ご使用の電子カルテの単位変換の仕組みについて確認**をしてください。**単位を変換する係数が必要な場合は合わせて登録してください。**また、薬価基準上の単位で登録する場合には、**(1以外の)係数が登録されることのないようにしてください。** (注) システム上適切に設定がなされているか確認してください。
- ✓ **製剤上の単位が必要な場合は、薬品補足コメントとして設定してください。**

## 注意②

- ✓ 電子処方箋管理サービスからは、医療機関から登録された単位名も薬局側に送信されていますが、**単位変換する係数がなかった場合の表示のされ方についてご確認いただくとともに、薬品補足コメントなども併せて確認してください。**

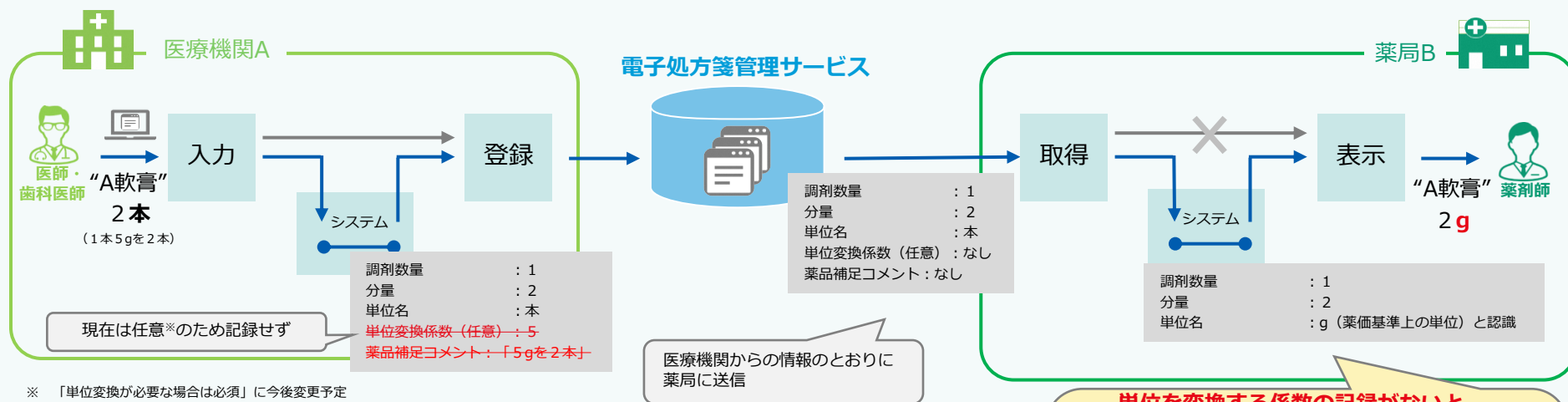
意図した/意図された用量とは異なる用量が表示される要因となるので、上記の点を確認してください。

薬局においては、これまでに応需実績のない医療機関から受け付けた場合等は、特にご注意ください。

# 【医療機関・薬局】 医薬品の単位について

## パターン3

- 医療機関において、薬価基準上の単位と異なる単位名で、電子処方箋管理サービスに登録する場合に、システムでの分量の変換や、単位を変換する係数の設定をせずに登録される。
- 薬局においては、薬価基準上の単位での記録を想定しており、単位を変換する係数の設定もないことから、薬局システムで表示されたものは処方意図と異なるものとして表示される。



**単位を変換する係数の記録がないと、薬局システムにおいて、「薬価基準上の単位」での記録と判断し表示される可能性があります。今後、単位変換が必要な場合は記録がなされる形とする予定ですが、それまでの間は、「薬価基準上の単位」か「薬価基準と異なる単位」か注意して確認し、薬品補足コメントなども併せてご確認ください。**

## (参考) 用語の定義・解説

用語	定義・解説
マスタ	システムへの入力に必要な基礎的なデータを集めたデータ集のこと。 例) 医薬品マスタ (薬品名称、規格、薬価基準収載コード、薬価などが登録されている)
ハウスコード	医療機関や薬局が自院 (局) で運用しているシステムで使用しているデータ (例えば医薬品のデータ) 個々に付与されている独自のコード。
ダミーコード	マスタに登録されていない医薬品などをシステムで利用する際に一時的に利用するコード。ダミーコード自体は特定の医薬品などを意味しないため、併せて医薬品名称などをテキストとして入力するなどの必要がある。
薬品補足情報	データに記録する医薬品についてテキストで補足する情報。薬品補足レコード (欄) に文字列 (テキスト) で記載する。
単位を変換する係数 (単位変換係数)	薬価基準上で定義されている単位と異なる単位で医薬品を処方する場合に、必要な変換係数を医療機関システムから記録する。

## 電子処方箋の運用に関するチェックリスト（医薬品コード・単位設定） （医療機関向け Ver1.00）

本資料は、電子処方箋の運用に当たっての医薬品コード等の設定における確認事項を示した医療機関内システムのご担当者向けのチェックリストです。

電子カルテ等で医薬品を取り扱う場合、医療機関・薬局システム内部では、当該医薬品に対応したコードを用いて情報がやり取りされています。YJコード、レセプト電算コード、一般名コードなど、広く使用されているコードをそのまま利用している場合もありますが、医療機関や薬局の中で独自に用いられているコード（「ハウスコード」などと呼ばれます。）が設定されている場合があります。

電子処方箋のような、複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有を行う場合には、ハウスコードではなく、統一的なコードをそのまま使用するか、ハウスコードと統一的なコードを紐付ける作業が必要となります。

**コード同士の紐付けを誤ったり、ダミーコードに特定の医薬品を紐付けてしまうと、誤表示等に繋がる恐れがあるため、医療機関内システムのご担当者において以下をご確認いただき、電子処方箋の発行については、以下の1が「いいえ」又は1-1~1-4・2にチェックが入ってから行うようにしてください。設定（紐付け）の誤りに気付いた場合には、ただちに電子処方箋の発行を中止し（紙の処方箋を発行することとし）、誤りを修正してから再開するようにしてください。**

不明な点等に関してはご担当のシステム事業者から提供されている手順書等を確認する・問い合わせを実施するなどのご対応をお願いします。

チェック項目				解説
1	ご使用の電子カルテ・レセコン（医療機関システム）の医薬品マスタは、自施設で初期設定・改良できる仕組みですか。	<input type="checkbox"/>	はい	新規収載品について、マスタ更新が間に合わないため、手動で設定することがある場合には、「はい」を選択してください。
		<input type="checkbox"/>	いいえ	ベンダから配布されている医薬品マスタを、そのまま用いている・自動更新される場合は「いいえ」を選択してください。なお、「いいえ」を選択した場合でも、下記1-3に記載しているように設定されたかの確認をお願いします。

1で「はい」を選択した場合1-1~1-4を確認し、チェックしてください。

1-1	薬剤のリスト・医薬品マスタの設定画面において設定できる内容・範囲を確認した。	<input type="checkbox"/>		医薬品コードや医薬品名称、単位名などが修正できる仕組みになっているシステムでは、これらを変更することで意図しない医薬品や単位を出力することにつながりますので、修正の際には十分注意する必要があります。
1-2	電子処方箋の運用に当たり、医療機関システムの医薬品マスタで自医療機関独自のコード（ハウスコード）で扱っている医薬品が存在するか確認した。 存在する場合は、そのコードが電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コード（YJコード、レセプト電算コード、一般名コード）と正しく紐付け設定されていることを確認した。	<input type="checkbox"/>		電子処方箋においては、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを用いて処方・調剤情報のやりとりを行うため、薬局が電子処方箋管理サービスから電子処方箋を応需する際は必ずそれらのコードをもとに医薬品の情報が表示されます。ハウスコードを用いている場合は、電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとの紐付けが誤っていると誤表示の原因になります。 (例：電子処方箋管理サービスで用いる医薬品コードとハウスコードを紐付ける際に、医薬品Aと紐付けているハウスコードと、医薬品Bと紐付けているハウスコードを取り違えた場合、医薬品Bが記録された電子処方箋を発行しようとした際に、「医薬品A」と記録されてしまう可能性があります。)  (注) YJコードは製品（医薬品）毎の英数12桁のコード、レセプト電算コードは薬価標準収載単位の6から始まる数字9桁のコード（医薬品の場合）、一般名コードはZZZで終わる英数12桁の一般名毎（成分名毎）のコードです。 設定が適切に行われていない場合には、ダミーコード（※）が表示されることがあります。その場合は設定しなおしてください。 (※) YJコードのダミーコード：2000000X0000 レセプト電算コードのダミーコード：666660000（医薬品）、777770000（医療材料）  設定確認方法については、システム毎に異なりますので、システムのマニュアル等を参照ください。
1-3	処方する医薬品に対して、一部の例外（※）を除き、ダミーコードが設定されていないことを確認した。 (※) 薬価基準への新規収載等のため、一意の医薬品コードが設定されていない等。ただし、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードのいずれかを使うことが原則です。	<input type="checkbox"/>		複数の医療機関・薬局での電子的な情報共有によっては、統一的なコードを使用することによって、関係者が同じ認識で運用することができます。一方、ダミーコードは、それ自身が特定の医薬品を意味せず、あくまでYJコード、レセプト電算コード、一般名コードを使用できない場合の例外的な位置づけとなっています。ダミーコードに特定の医薬品コードを紐付けてしまうと、重複投薬等チェックがからなくなる他、処方箋発行時の薬局での誤表示に繋がる恐れもあるため、YJコード、レセプト電算コード、一般名コードの使用が基本となっています。また、新規収載品に対しダミーコードを使用した場合は、その後適切なコードに更新されるようにすることも大切です。
1-4	紐付けの設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って紐付けをすることのないよう対策を医療機関内で定めた。また、どのように紐付けられたか、設定を確認する方法を把握した。	<input type="checkbox"/>		設定（紐付け）の誤りを起こさないよう運用ルールを決めたり、正しく設定されているか確認する方法を把握したりすることは重要です。医療機関内システムによっては、手動で医薬品コードの紐付けを行うことができる場合があります。その際に紐付けを誤ってしまうと別の医薬品が表示される原因になります。

2	・医薬品の用量を薬価基準上の単位で入力している運用としている。 ・医薬品の用量を薬価基準上の単位以外で入力している場合は、電子カルテ上で単位変換の仕組みが機能することを確認している。	<input type="checkbox"/>		医療機関のシステム上、薬価基準上の単位で入力する必要があるところ、製剤単位で入力している、薬局システムにおいて、意図せぬ単位で表示されてしまう可能性があります。 (例) 薬価基準上の単位が「g（グラム）」である外用薬について、1本5g入りであるチューブ剤を「2本」処方しようとして、薬局システムでは「2g」と表示されてしまう。この場合、1本を5gに変換する「5」を単位変換の仕組み（単位変換係数）が電子カルテ等上で機能する必要があります。
---	--	--------------------------	--	--

その他の運用上の注意

- ・患者の方に電子処方箋を発行するに当たって、誤りが生じないようにするため、下記に注意しましょう。
  - －まずは、電子処方箋自体ではなく引換番号付きの紙処方箋を発行し処方情報が適切に登録できているか確認する。
  - －電子処方箋発行当初は、処方内容（控え）を使って、適切に医薬品が登録できているかを確認する。（処方内容（控え）には、電子処方箋管理サービスに登録された医薬品が表示されます。）
- ・電子処方箋の運用に限らず、医療機関内のシステムで、コードが適切に設定（紐付け）されているか等を定期的に確認することも重要です。